

学校教育におけるシティズンシップ教育の課題

—18歳選挙権と学生の政治意識—

伊藤健治*

1.はじめに

選挙権年齢を引き下げる公職選挙法の改正によって、満18歳以上の若者が新たに選挙権を獲得し、2016年7月の参議院選挙から実施された。18歳選挙権の実施にともなって、学校教育現場では政治教育のあり方が課題となり、2015年9月には総務省と文部科学省によって、主権者教育の副読本『私たちが拓く日本の未来』が作成され、すべての高校生に配布された。この副読本によると、高校生が身に付けることが期待される公民としての知識や能力として、①現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成、②違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解、を図ることが期待されている。学校教育における政治教育のあり方は、18歳選挙権によって大きな転換期を迎えている。

本稿では、学校教育で求められる政治教育の内容をシティズンシップ教育として明確化した上で、アンケート調査をもとに、シティズンシップ教育の現状と課題について考察する。

2.主権者教育・政治的教養教育としてのシティズンシップ教育

2-1.諸外国におけるティズンシップ教育

2000年代以降、多くの国でシティズンシップ教育が導入されてきた。イギリスでは、保守党サッチャー政権の教育改革の後を受けた労働党のブレア政権が2002年からシティズンシップ教育を必修教科として導入している。ブレア政権は、「近代的な民主主義社会は知識に基づいた全市民の積極的な参加による。学校は若者たちに民主主義の性質と市民の義務、責任、権利を教えることによって、彼らと社会、彼らと住む地域との利害関係を明確に示すことができる」というコメントを出し、シティズンシップ教育に関する諮問委員会を設置した¹。この諮問委員会の答申（クリック・レポート）では、シティズンシップの主な学習領域として、「社会的・道徳的責任（social and moral responsibility）」、「コミュニティ関与（community involvement）」、「政治的能力（political literacy）」の三つのキーワードが挙げられており、学校内外での学習活動を通して、「参加民主主義（participative democracy）」の実現、「能動的な市民（active citizen）」の育成、コミュニティへの参加を進めることが目的とされている。

また、フランスでもシティズンシップ教育が学校のカリキュラムの重要な柱とされている。特徴としては、①社会制度・法令・規範の理解と人権・市民性に関する教育、②個人と集団の責任に関する教育、③批判的精神、判断に関する教育、④学際性、教科横断性、⑤市民的行動（イニシアティブ）にあるとされる。ここでは、教育内容の再編だけでなく、方法的な面から討論や現実問題への参加を通じた学習の必要性が重視されている。

その他の国々でも、シティズンシップ教育は広く取り込まれるようになっている。多くの国でシティズンシップ教育が導入されたことには、次節で述べるような社会的な背景が存在するが、方法面においても次のような特徴を共通して有している。第一に、従来の学校教において一般的な知識教授型授業ではなく、

* 東海学園大学教育学部講師

ロールプレイング、ディベート、フィールドワークなどを積極的に取り入れ、学習者の経験や参加を重視した学習方法（アクティブ・ラーニング）を用いること、第二に、学校運営や地域の社会活動への参加などへの参加を積極的に促し、共同社会の一員としての経験・学習を重視することである。

2-2. 現代社会とシティズンシップ教育

シティズンシップの概念は、近代社会において、人は自然状態における平等と自由をよりよく実現するために国家設立の契約を結び、その結果として法を遵守する義務を負うという、社会契約論に基づいて展開されるようになる。T.H.マーシャル（Thomas Humphrey Marshall）は、シティズンシップとは、「ある共同体の完全な成員である人々に与えられた地位身分である」と定義するが、そこから市民としての「資格条件」、市民に与えられる「権利」や「義務」という意味が生じ、さらには、市民が備えるべき「資質」「精神」、市民が涵養すべき「能力」「徳」、市民に期待される「活動」「生活」など、市民という地位に付随する様々な要素を包括する、極めて幅の広い概念として扱われるようになる。さらに、マーシャルによると、シティズンシップの概念を支えてきた諸権利は、「市民的権利」「政治的権利」「社会的権利」の三要素から構成される。「市民的権利」は、近代社会に確立した自由権であり、国家権力から個人を開放するものであった。「政治的権利」は、政治に参加する権利であり、すべての市民に政治的権利が保障されるのは19世紀以降であった。「社会的権利」は、経済発展にともなって格差や不平等が社会的課題となっていった20世紀以降にすべての市民に保障されるものとなった。

以上のように、近代的なシティズンシップとは、民主主義的な国民国家における個人と国家の関係を前提としたものであったが、2000年代以降に欧米諸国でシティズンシップ教育が展開された背景には、現代社会において国民国家の性質が変貌している状況があった。例えば、1980年代のイギリス保守党のサッチャー政権、アメリカ共和党のレーガン政権による改革は、市場原理や国家観が重視される中で、平等や個人の権利といったシティズンシップの理念は急速に失速し、動揺することとなった。このようなシティズンシップの「揺らぎ」は、社会統合の危機としてあらわれ、何らかのかたちでもう一度安定的なシティズンシップを構築されなければならないという意識を高めていった²。

シティズンシップ教育は、現代社会における市民としての「資質」「能力」「権利」「義務」、期待される「活動」など様々な要素を反映したものである。18歳選挙権の実施にともなって推進される主権者教育が、民主的社会における主体的な市民を育てることを目的とするならば、市民としての様々な要素を視野にいたれたシティズンシップ教育が目指されなければならない。本稿では、現代社会において求められるシティズンシップ教育のあり方を探るために、大学生の政治意識と教育経験に関するアンケート調査から学校教育現場で推進される主権者教育の現状と課題について考察していく。

3. 学生の政治意識と教育経験に関するアンケート調査の概要

本調査は、公職選挙法の改正によって選挙権年齢が18歳に引き下げられ、高校3年生の一部を含めて大学1年生から選挙権を有することになったことに伴い、若年層の政治や選挙に関する意識を明らかにすることを目的に実施したものである。アンケート調査は、2016年秋学期に開講した「教育制度論」の2クラス（①水曜3限：受講者139人、②木曜3限：受講者54人）、及び2017年春学期に開講した「憲法と基本権」（③金曜2限、全学共通科目（教職課程必修）、受講者136人）の授業内において実施した。アンケート対象者の所属及び人数と実施時期は、それぞれ次のとおりである。

- ①2016年9月28日実施、対象者：教育学部学校教育専攻・保育専攻1年生、回答者数133人
- ②2016年9月29日実施、対象者：教育学部養護教諭専攻1年生、回答者数52人
- ③2017年4月7日実施、対象者：教育学部養護教諭専攻・人文学部人文学科・心理学科、健康栄養

学部管理栄養学科の1年生、回答者数125人

アンケートは5問10択のマークシートで実施し、設問及び選択肢は以下のように設定した。ただし、2016年度春学期に実施したアンケートでは、2017年の参議院選挙において選挙権を有していなかった学生が含まれるため、設問1を変更した。なお、その他の設問については、2017年に実施したアンケートと同じ設問・選択肢を用いた。また、設問ごとに集計結果を示した。

<アンケートの設問と集計結果>

設問1. あなたは、今夏の参院選で投票しましたか？（1つ選んで下さい。）

- ① 投票した ② 投票していない ③ 秘密（答えたくない）
 ④ 選挙権がない ⑤ 投票するつもりだったが出来なかった
 ⑥ 選挙があったことを知らなかった ⑦ その他

表1 投票行動（2016年）：「あなたは、今夏の参院選で投票しましたか？」

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2016年秋・水3	69	40	3	0	21	0	0
2016年秋・木3	39	4	0	0	8	0	1

(2017年春学期の設問)

設問1. あなたは、昨年の夏（7月10日）の参院選で投票しましたか？（1つ選んで下さい。）

- ・選挙権があった人（2016年7月11日までに18歳以上になった人）
 ① 投票した ② 投票していない ③ 秘密（答えたくない）
 ④ 選挙があったことを知らなかった ⑤ その他
 ・選挙権がなかった人（2016年7月12日以降に18歳になった人、外国籍の人）
 ⑥ 選挙権があれば投票した ⑦ 選挙権があっても投票していなかった
 ⑧ 選挙があったことを知らなかった ⑨ その他

表2 投票行動（2017年）「あなたは、昨年の夏（7月10日）の参院選で投票しましたか？」

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2017年春学期	27	15	0	0	1	72	8	1	0

設問2. 選挙に関する情報は、主にどこから得ていますか？（いくつでも）

- ① 新聞・雑誌・本 ② テレビ ③ 選挙公報 ④ 友人 ⑤ 家族
 ⑥ 学校の先生 ⑦ Webサイト ⑧ SNS ⑨ その他

表3 情報入手経路「選挙に関する情報は、主にどこから得ていますか？」

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2016年秋・水3	20	96	12	7	25	9	11	9	4
2016年秋・木3	16	40	8	1	16	8	10	1	0
2017年春学期	21	106	18	4	40	14	13	25	2

設問3. あなたが参院選で最も重視した争点は何ですか？（1つだけ）

- ① 安全保障・外交 ② 年金・医療 ③ 経済政策（アベノミクス） ④ 憲法改正
 ⑤ 子育て ⑥ 教育政策 ⑦ 財政再建・消費税増税 ⑧ 野党共闘 ⑨ その他

表4 重視した争点「あなたが参院選で最も重視した争点は何ですか？」

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2016年秋・水3	17	11	12	17	22	24	10	1	19
2016年秋・木3	3	1	2	4	4	32	1	1	4
2017年春学期	24	19	18	8	20	22	20	0	1

設問4. どのような主権者教育が必要だと思いますか？（3つまで）

- ① 選挙制度の説明 ② 投票方法の説明 ③ 選挙活動のルールの説明
 ④ 模擬投票 ⑤ 政党ごとの公約の比較 ⑥ 争点に関する議論（ディベート）
 ⑦ 候補者・政党による校内での講演会 ⑧ その他 ⑨ 特に必要ない

表5 政治教育のニーズ「どのような主権者教育が必要だと思いますか？」

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2016年秋・水3	50	11	23	17	49	24	11	7	11
2016年秋・木3	28	10	13	7	23	7	7	1	1
2017年春学期	65	27	25	23	61	30	11	1	3

設問5. あなたは高校までに、どのような主権者教育を受けましたか？（いくつでも）

- ① 選挙制度の説明 ② 投票方法の説明 ③ 選挙活動のルールの説明
 ④ 模擬投票 ⑤ 政党ごとの公約の比較 ⑥ 争点に関する議論（ディベート）
 ⑦ 民主主義のしくみ ⑧ その他 ⑨ どれも受けていない・記憶にない

表6 政治教育の経験「あなたは高校までに、どのような主権者教育を受けましたか？」

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2016年秋・水3	72	44	31	15	8	3	31	3	28
2016年秋・木3	39	16	17	3	3	4	13	0	7
2017年春学期	94	72	55	42	12	9	44	2	10

4. 調査結果の考察

4-1. 学生の政治意識と投票行動

本アンケート調査で対象とした学生は、選挙権年齢が18歳に引き下げられて初めての国政選挙となった2016年の第24回参議院議員通常選挙の時点において、新たに選挙権を得た大学1年生（2016年秋学期アンケート）と高校3年生（2017年春学期アンケート）及び第24回参院選では選挙権がない（2016年7月11日時点で満年齢18歳未満）高校3年生（2017年春学期アンケート）であった。

アンケートの結果では、選挙権を有する学生（228人）のうち「参院選で投票した」と回答したのは135人（59.21%）であった。なお、総務省の調査によると、全体の投票率は54.70%であり、10歳代は46.78%、20歳代は35.60%であったことから、投票率の低下が懸念されている若者世代の中でも、新たに選挙権を

獲得した10歳代の投票率は比較的高く、その中でも高校や大学で選挙に関する教育（政治教育・主権者教育等）に接する機会が投票率に影響していると考えられる。本調査では、2016年アンケートでは58.38%（投票した108人／全体185人）、2017年アンケートでは62.79%（投票した27人／全体43人）と、選挙時に大学生であった学生の投票率が若干低くなっているが、後述のように投票所が遠方であった者が一定数いることが影響していると思われる。一方で、2016年アンケートのうち水曜3限クラス（教育学部の学校教育専攻・保育専攻）では51.88%（69人／133人）、木曜3限クラス（同学部の養護教諭専攻）では75%（39人／52人）と回答に開き見られた。この背景としては、大学の講義の中で、選挙の話題が取り上げられ、積極的に投票に行くようにとの働きかけがあったことが影響していると考えられる。

また、2016年アンケートでは29人（15.68%）が「投票するつもりだったが出来なかった」と回答している。本設問では理由を尋ねていないため、「なぜ投票出来なかったのか」は明確ではないが、投票の意思を有しながら投票出来なかったと考えている学生が少なからず存在していることがわかった。想定される理由としては、学業やレジャーなど他の用事があったこと、住民票の住所が実家であるため投票場所が遠方であったことなどが考えられる。また、2016年の参院選は6月22日公示であったため、4月に住民票を移していた大学1年生は、転居から3ヶ月に満たないため親元の自治体での投票となることも「投票するつもりだったが出来なかった」と感じる要因であったと思われる。投票の意思を実際の投票に繋げるためには、期日前投票や不在者投票など、投票のしくみなど選挙制度に関する十分な知識を身につけることが必要となる。

最後に、2016年の参院選時点において選挙権がなかった学生（81人）については、「選挙権があれば投票した」と回答した学生が72人（88.89%）、「選挙権があっても投票しなかった」が8人（9.88%）であった。選挙権がなかった高校3年生の大多数が投票への意欲を有しており、若者が選挙や政治に対して無関心であるとする一般的イメージは妥当ではないことがわかる。選挙への意欲や関心が投票に結びつかない背景には、上記で指摘した選挙制度に関する知識の不足とともに、どの候補者・政党に投票するかを判断するための情報や知識が不十分であることが要因にあると考えられる。

4-2. 選挙に関する情報の入手経路と重視した争点

選挙に関する情報の主な入手経路（複数回答）については、最も多い回答は「テレビ」で約78%（242人）、次いで「家族」が約26%（81人）、「新聞・雑誌・本」が約18%（57人）と続くが圧倒的に「テレビ」と回答した学生が多かった。

一方で、ネット選挙（Webサイト、SNSによる選挙活動）の解禁に伴って、特に若年層においてネットの影響が強まることが予想されていたが、アンケート結果では、「Webサイト」約11%、「SNS」約11%と限定的であった。ただし、2017年入学生では「SNS」は約20%であり、今後影響力を増すことも考えられる。

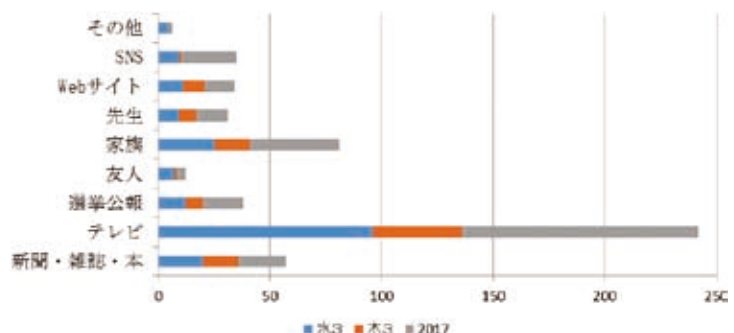


図1 選挙に関する情報はどこから得ましたか？

また、総務省・文部科学省による主権者教育の副教材『私たちが拓く日本の未来』では、「実践編」の中でアクティブ・ラーニングによる話し合い・討論が重視されているが、アンケート結果からは、「学校の先生」（約10%）、「友人」（約4%）、「家族」（約26%）と選挙に関して他者と話し合う機会が少ないことがわかる。特に、学校において選挙について話し合う機会が少ないことから、学校での主権者教育は実際の選挙に関する話し合い・討論には必ずしも繋がっていない様子がみられる。

次に「参院選で最も重視した争点」では、「教育政策」(78人)が最も多かった。

続いて「子育て」(46人)、「安全保障・外交」(44人)、「経済政策(アベノミクス)」(32人)、「財政再建・消費税増税」(31人)、「年金・医療」(31人)、「憲法改正」(29人)であった。「教育政策」を重視した学生が多いのは、アンケートに回答した学生のほとんどが教職免許の取得を目指しているためだと考えられる。特に、教育学部の養護教諭専攻の学生の大多数が「教育政策」を最も重視している。また、保育専攻の学生の多くは「子育て」を重視したと推察される。一方で、選挙時に高校生であった2017年入学生では、「安全保障・外交」が最も多く、それとほぼ同じ程度に「教育政策」「子育て」「財政再建・消費税増税」「年金医療」「経済政策」と幅広い争点が挙げられていた。また、「憲法改正」については、2017年入学生では6%(8人)であったが、選挙時点で大学生であった2016年入学生では16%(21人)と、教職課程で必修となる日本国憲法に関する授業が「憲法改正」に関する関心を高めたと考えられる。

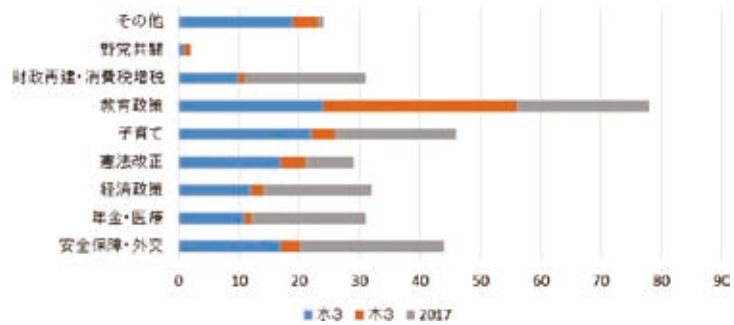


図2 参院選で最も重視した争点

以上の結果から、大学での専門的な学習は、具体的な争点として政治的関心を高めることに寄与しているが、選挙にあたって争点に関する情報を積極的に収集したり、他者との対話(話し合い・討論)によって関心や理解を深めたりといった主体的な活動には繋がっていないことがわかる。

4-3. 政治教育に関するニーズと教育経験

「どのような主権者教育が必要だと思いますか」(複数回答・3つまで)という設問では、「選挙制度の説明」(143人)と「政党ごとの公約の比較」(133人)の2つの回答が多くなっており、他の選択肢と比べて多くの学生が初めて当事者として選挙を経験した上で必要だと考えていることがわかる。

その他の選択肢についても、「選挙活動のルール」(61人)、「投票方法の説明」(48人)、「模擬投票」(47人)など選挙制度に関する理解を深める教育が必要だと考える一方で、「争点に関する議論」(61人)、「校内での講演会」(29人)など形式的な選挙制度にとどまらず実際の選挙の争点や政策論争に即した教育が必要だと感じている学生が少なくない。なお、入学年度や専攻など属性による違いは見られなかった。

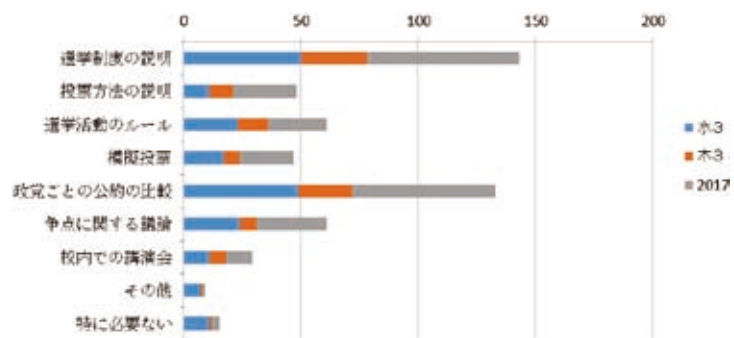


図3 望ましい政治教育

最後に、「あなたは高校までに、どのような主権者教育を受けましたか」(複数回答)という設問では、「選挙制度の説明」(205人)が最も多く、「投票方法

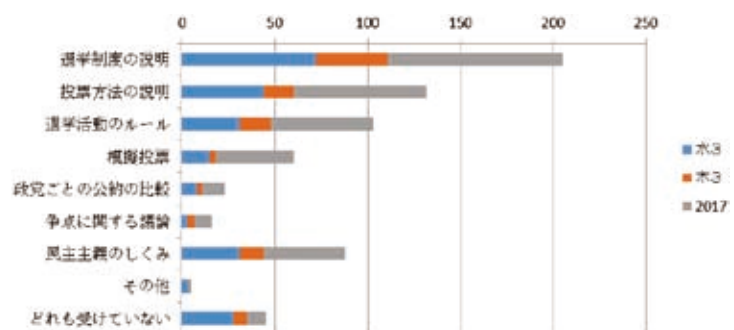


図4 自分が受けた政治教育

の説明」(132人)、「選挙活動のルール」(103人)、「民主主義のしくみ」(88人)と続いており、選挙制度や政治の仕組みに関する教育を受けてきたことがわかる。一方で、望ましい政治教育として考えられていた「政党ごとの公約の比較」(23人)や「争点に関する議論」(16人)といった実際の選挙に即した政策論争や争点に即した教育については、高校教育ではあまり行われていない。

なお、入学年度によって「模擬投票」の経験に違いがあることから、18歳選挙権に実施に伴って高校教育で「模擬投票」の実践が増加していると思われる。

以上の傾向は、主権者教育の副読本『私たちが拓く日本の未来』において、「解説編」は政治参加の意義や選挙制度の理解を中心としており、「実践編」では「話し合い」や「ディベート」の具体例として「模擬選挙」が取り上げられていることと一致するものであり、おそらく全国の高校教育において共通する特徴であると考えられる。

5. 学校教育における政治的中立性

アンケート調査からも明らかなように学校教育における政治教育では、政治システムや選挙制度など抽象的な内容が中心であり、例えば原子力発電や集団的自衛権行使の安全保障法制といった意見が対立する社会的な課題や政治的争点に関する内容を扱うことには消極的であることがわかる。この背景には、「政治的中立性」が教育現場において過度に強調されてきたことによって、教師にとって政治的テーマは扱いにくいものとなっていることが指摘されている³。特に、高校教育の現場では、「60年安保闘争」やベトナム戦争反戦運動などの政治的運動が過激化する中で高校生にも広がっていたことを背景として、1969年に文部省から出された「高等学校における政治的教養と政治的活動について」(通知)が大きな影響を与えてきた。通知では、高校生の政治活動を禁止するとともに、教師に対しては、現実の具体的な政治的事象について、教師の個人的な主義主張を避け、慎重に取り扱うことを求めるものであった⁴。

1969年の通知は、長年にわたって高校教育の現場から具体的な政治的事象を扱うことを遠ざけてきたが、18歳選挙権にあたって、2015年に文部科学省から「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(通知)が出され、1969年の通知は廃止された。新しい通知では、校外での政治活動の解禁という点が注目を集めたが、教師に対しては、「政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと」を求めている⁵。具体的な政治的事象を教育現場で取り扱うことは、長年にわたって忌避されていたため、今後の実践的な積み重ねが課題となる。

なお、政治教育の場面において「政治的中立性」という言葉は、教師が自己の見解を表明すること抑止するものとして用いられる傾向がある。しかしながら、教育基本法14条(政治教育)は、第1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とし、第2項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めている。第2項は、党派的な政治教育を禁止するものであって、各政党の政策等を評価、批判することまでを直ちに禁止されるものではない⁶。むしろ、政治的な対立があるテーマについても、形式的な解説に留まるだけでなく、多様な見解の対立状況を示しながら、自らの見解によって問題の本質に迫ることによってこそ、「良識ある公民としての政治的教養」は育まれるのである。

6. おわりにーシティズンシップ教育の課題

本稿では、大学生の政治意識と教育経験に関するアンケートをもとに、主権者教育として進められているシティズンシップ教育の課題として、具体的な社会問題や政治的争点を扱う必要性を明らかにした。今

後の課題としては、現代社会を生きる若者に求められるシティズンシップを育む上で不可欠となる民主的な学校教育システムに関する考察である。そもそも民主主義とは、政治学小事典によると、理念的には「全人民の主体的な政治参加ないし全人民による自発的な秩序形成にほかならない」が、別の側面として社会への統合の要請という側面があり、こうした社会統合の立場から要請される民主主義は、「統合の必要性和両立する範囲内でその具体化を両立するにすぎず」、容易に「支配のシンボル」となるが、理念としての民主主義はむしろ「抵抗のシンボル」として機能するものであると説明されている⁷。すなわち、現代社会で求められるシティズンシップ教育は、社会統合の要請に留まることなく、権力的支配への抵抗という民主主義の本質を求めるものでなければならない。この点に関して、宮下（2015）は、管理的な学校教育システムの中で、「日本の若者の多くは学校で生徒会活動などを通じて、要求を意見表明して話し合い、合意ができたなら実現するという参加民主主義、協議民主主義の体験をもっていない」ため、民主主義体験の欠如が政治や選挙に対する無力感の原因になっていると指摘している。学校教育におけるシティズンシップ教育では、学習者による学校運営や地域の社会活動への参加を実現する民主的な学校教育システムが課題となっており、18歳選挙権を契機として、現代社会を生きる市民に求められる資質を培う教育実践が求められている。

註

本研究のアンケート調査に関して、本学の研究倫理委員会の承認を得た。

- 1 長沼豊（2003）『市民教育とは何か－ボランティア学習をひらく』ひつじ市民新書
- 2 近代的なシティズンシップが揺らぐ中で、コミュニティにおけるボランティアなどの奉仕活動を通じて自発的に社会的責任を果たすことを奨励するような「アクティブ・シティズンシップ」が提唱されていることに対して、金田（2000）は、シティズンシップの社会的権利の側面を過小評価するものだと批判している。
- 3 新藤（2016）は、自治体が憲法の学習会が「政治的中立」に反するとして公共施設の利用を拒否する事例などをあげ、「政治的中立性」の下で、「政権の言説やそれを忖度した同調の「政治性」は不問に付され、それらにたいする批判的言説が「政治的中立性」に反するとされる傾向にある」と指摘する。
- 4 通知では、「現実の具体的な政治的事象の取り扱いについての留意事項」の1つとして、「現実の具体的な政治的事象は、内容が複雑であり、評価の定まっていないものも多く、現実の利害の関連等もあつて国民の中に種々の見解があるので、指導にあたつては、客観的かつ公正な指導資料に基づくとともに、教師の個人的な主義主張を避けて公正な態度で指導するよう留意すること。なお、現実の具体的な政治的事象には、教師自身も教材としてじゅうぶん理解し、消化して客観的に取り扱うことに困難なものがあり、ともすれば教師の個人的な見解や主義主張がはいりこむおそれがあるので、慎重に取り扱うこと。」を求める。
- 5 高校生の校外での政治活動については、一部の地域で「届出制」を義務付ける動きがある。新藤（2016）は、届出制が生徒の思想・信条の調査に等しいものであって、政治活動を萎縮させる管理強化だと批判する。
- 6 齊藤一久（2015）「教育基本法第14条（政治教育）」荒牧重人・小川正人・窪田眞二・西原博史編（2015）『新教育法コンメンタール 教育関係法』別冊法学セミナー No.237、日本評論社
- 7 阿部齊・高柳先男・内田満編（1999）『現代政治学小事典 新版』有斐閣

参考文献

- 金田耕一（2000）『現代福祉国家と自由』新評論
- 小玉重夫（2016）『教育政治学を拓く－18歳選挙権の時代を見すえて』勁草書房
- 新藤宗幸（2016）『「主権者教育」を問う』岩波ブックレットNo.953、岩波書店
- 全国民主主義教育研究会編（2015）『18歳からの選挙Q&A－政治に新しい風を18歳選挙権』同時代社
- 総務省・文部科学省（2015）『私たちが拓く日本の未来』（生徒用副教材、教師用指導資料）
- 宮下与兵衛（2015）「18歳選挙権と政治教育をめぐって－すべての生徒に政治教育・主権者教育を」民主教育研究所編『季刊人間と教育』No.88、旬報社
- T.H.マーシャル、トム・ボットモア／岩崎信彦・中村健吾訳（1993）『シティズンシップと社会的階級－近現代を総括するマニフェスト』法律文化社

